３．大規模行為における重点地域ごとの視点場と眺望・景観形成基準等

３－２．水前寺周辺地域

３－２－１．視点場ⓐの眺望範囲※内での行為か。

□該当する（眺望の保全・向上の考え方への適合を確認後、右欄にチェック（☑）して下さい）

□該当しない（３－２－２へ）

（※景観計画第２章第２節３（２）重点地域の景観形成方針 水前寺周辺地域「③視点場と眺望」参照P４４）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 視点場 | 眺望の保全・向上の考え方 | ☑ |
| □ⓐ古今伝授の間から水前寺成趣園東側への眺望 | 視点場から見える屋外広告物の掲出を控えます。 | □ |

３－２－２．景観形成基準

下表の景観形成基準への適合は確認後、右欄にチェック（☑）して下さい。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | 基準 | ☑ |
| 基本事項 | 視点場からの眺望の保全・向上に努め、必要に応じて景観シミュレーション※１を作成し、景観影響を確認すること。※１　現況写真をもとに計画建物等の完成予想図を合成し、実際に建設した様子に近い景観を観察し、その景観上からの影響を評価するもの | □ |
| 本基準の内容の確認と合わせて、景観形成方針（景観計画第２章第２節）の内容を確認すること。 |
| 位置・高さ | 水前寺成趣園東側周辺の眺望範囲に位置する建築物等の高さ（塔屋を含む。）は、古今伝授の間の視点場に立つ人の目と成趣園周囲の樹木の先端を結ぶ延長線の内側におさまること。（※解説１　熊本市景観計画P90） | □ |
| 水前寺成趣園東側周辺の眺望範囲以外に位置する建築物等の高さは、園路からの眺望に配慮し、周辺のまち並みとの調和に努めること。（※解説２　熊本市景観計画P91） |
| 形態 | 水前寺成趣園の園路からの眺望景観の対象となる建築物等については、周囲のまち並みとの調和や屋外の設備類を目立たなくする等、全体を統一感のある形態意匠とし、水前寺成趣園の雰囲気を損なわないように努めること。 | □ |
| 色彩・材料 | 樹木との関係に配慮し、地域の雰囲気を損なわない「地域で推奨する色彩」を使用するように努めること。ただし、「地域で推奨する色彩」以外を使用する場合は、景観シミュレーションを作成し、事前協議すること。 | □ |
| 対比効果の大きい色彩（色相・明度・彩度）の組合せは避けるように努めること。 |
| 敷地の緑化 | ・建築物等が直接視野に入らないようにするため、園内又は敷地内の緑化に努めること。 | □ |

上表を確認後、下記事項の該当項目を確認しチェック（☑）して下さい。

|  |  |
| --- | --- |
|  | 視点場ⓐの眺望範囲内の計画の為、古今伝授の間の視点場に立つ人の目と成趣園周囲の樹木先端を結ぶ延長線の内側におさまる建築物の高さ（h1）を算定し、h1を下回る高さ計画とした。 |
|  | 園路からの眺望（a地点、又はｂ地点）の眺望範囲内の計画の為、園路からの眺望に配慮し、周辺のまち並みと調和した建築物等の高さの目安（h3）を算定し、h3を下回る高さ計画とした。 |